資料

定例会議資料	貸与品にかかる管理方法の変更について	令和７年３月19日 装備施設課

１　概要

警察官に貸与されている各種貸与品の管理について、これまでは、貸与品のうち警察手帳、手錠、警棒（以下「重要貸与品」という。）についてのみ、確認担当者による月１回以上の目視確認を行っていたが、本年４月以降は、下表のとおり重要貸与品に加え、階級章等の貸与品も年２回以上の目視確認を行うこととするもの。

貸与品の確認状況

	頻度	貸与品（拳銃を除く）								根拠規定等
		警察手帳	手錠	警棒	階級章	識別章	警笛	帯革	拳銃つりひも	
		重要貸与品								
R7.4.1～（新）	月１回	○	○	○						高知県警察貸与品管理要領
	年２回				○	○	○	○	○	
～R7.3.31（旧）	月１回	○	○	○	―	―	―	―	―	高知県警察警察手帳等管理規程

２　目的

貸与品の確認をより厳格に実施し、職員個々の貸与品に対する管理意識を高め、売却や紛失防止を図ろうとするもの。

３　運用開始

令和７年４月１日

４　根拠規定の整備

新たに「高知県警察貸与品管理要領」を制定し、運用開始に伴って、現行の「高知県警察警察手帳等管理規程」を廃止することとする。